

愛媛県 EV 推進協会会則

(目 的)

第 1 条 本会は、EV(電気自動車その他の電気を動力源とする乗物等をいう。以下同じ。)に関し、県内企業等におけるビジネス化を支援するため、愛媛県が取り組む「EV 開発プロジェクト」と連携を図りながら、会員における技術・ビジネスシーズの発掘支援や、情報提供等を実施する。

(名 称)

第 2 条 本会は、『愛媛県 EV 推進協会』と称する。

(事 業)

第 3 条 本会は、第 1 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) EV 関連ビジネスに関する資料の収集及び会員への情報提供
- (2) EV 関連ビジネスの事業化に向けた、会員による研究会等の開催
- (3) その他必要な事項

(会 員)

第 4 条 本会は、会の目的に賛同する企業、団体及びその他の者をもって組織する。

(役員等)

第 5 条 本会に、会長 1 名を置き、総会において選出する。

- 2 会長の任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。
- 3 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 4 本会に、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

(会 議)

第 6 条 会長は、毎年 1 回総会を召集し、その議長にあたる。

- 2 総会は、会員をもって構成し、出席会員の過半数をもって議事を決する。

(事務局)

第 7 条 本会の事務局は、財団法人えひめ産業振興財団産業振興部に置く。

(雑則)

第 8 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成 22 年 10 月 22 日から施行する。